福祉用具の複数貸与が必要とされる理由

	福祉用具の品目	理由
1	車いす	・本人又は介護者ではタイヤ等のふき取りや持ち運びが困難であり、屋内外で併用できない場合 ・住環境により屋外用と屋内用でサイズ変更が必要な場合
2	車いす付属品	上記理由により、付属品についても複数貸与がある場合
3	特殊寝台	想定されない
4	特殊寝台付属品	用具の機能を確保するため必要な場合（サイドレール１組では落下の危険性がある等）
5	床ずれ防止用具	想定されない
6	体位変換器	想定されない
7	手すり	利用者の日常生活範囲において必要な場合
8	スロープ	利用者の日常生活範囲において必要な場合
9	歩行器	・本人又は介護者ではタイヤ等のふき取りや持ち運びが困難であり、屋内外で併用できない場合 ・住環境により屋外用と屋内用でサイズの変更が必要な場合
１０	歩行補助つえ	・本人又は介護者ではつえのふき取りが困難であり、屋外と屋内で併用できない場合 ・用具の機能を確保するため必要な場合（つえ１本では歩行が安定しない等）
１１	認知症老人徘徊感知器	利用者の安全確保に必要な数
１２	移動用リフト	想定されない
１３	児童排せつ処理装置	想定されない

※居宅サービス計画書には、同一品目を複数貸与する必要性について明確に記載してください。また、サービス担当者会議の検討内容として、同一品目を複数貸与する必要性について精査した内容を記載してください。

※上記理由以外での介護給付による同一品目の複数貸与の可否については、吉川市長寿支援課介護給付係へ相談票をご提出ください。判断が難しい場合は、吉川市長寿支援課介護給付係へお問い合わせください。